

学振助三第10号
令和5年7月14日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉野 剛

(公印省略)

令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－(国際共同研究加速基金
(国際共同研究強化))の公募について(通知)

このことについて、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化))」(以下「公募要領」という。)により公募します。
ついては、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「IV. 研究機関の方へ」の内容に従い、応募手続等必要な事務手続を行ってください。

記

- ・公募要領及び別冊は、冊子体の送付を行いませんので、日本学術振興会ホームページ(URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/koubo.html)より御覧ください。
- ・今回の公募要領等における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究助成第三課
電話 03-3263-4927
E-mail kksi-kaken@jsps.go.jp

＜令和5(2023)年度における主な変更点等＞

(1) 令和5(2023)年度公募以降の名称変更について

- 令和5(2023)年度公募から「国際共同研究強化(A)」の名称を「国際共同研究強化」に変更しました。詳細については、以下の資料を参照してください。

○第11期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会資料

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/siryu/1422729_00004.htm

(2) 国際共同研究強化の応募資格の変更について

- 若手研究者の研究活動の国際化を強力に推奨するため、基課題に「特別研究員奨励費」を追加し、日本学術振興会特別研究員採用者の本種目への応募機会を拡大しました。また、これに伴い、日本学術振興会特別研究員(DC)の採用者には、受入研究機関から科研費応募資格を付与された場合、本種目に限り研究代表者としての応募を認めることとしました。

○第11期研究費部会における審議のまとめ(令和5年2月1日)

URL: https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_gakjokik-000013407_1.pdf

(3) 審査資料の電子化及びカラー化について

- 一部の研究種目(対象となる研究種目は以下参照)について、電子申請システムを通じて研究計画調書(PDFファイル)の電子媒体を閲覧し審査を行うこととしました。これに伴い、当該研究種目の研究計画調書については、モノクロ(グレースケール)印刷して審査委員へ送付することを取り止めるため、色を付した図や文字が使用された研究計画調書がそのまま審査に付されます。

【審査資料の電子化・カラー化の対象となる研究種目】※

- ・令和6(2024)年度「特別推進研究」、「基盤研究(S)」
- ・令和5(2023)年度「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

※その他の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。なお今後、審査状況を踏まえ対象研究種目を拡大していく予定です。

(4) 応募書類の引き戻し機能の実装について

- 本公募より、研究計画調書の提出(送信)期限より前であれば、日本学術振興会への提出(送信)後に研究機関担当者による研究計画調書(応募書類)の

引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

(5) 完了届及び完了理由書の廃止について

- 継続研究課題について、これまで、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合は、当該研究課題の補助事業完了届及び完了理由書（以下「完了届等」という。）を提出した上で、新しい研究課題を応募することとしましたが、「研究計画最終年度前年度の応募」により応募ができる研究種目の拡大や公募・審査スケジュールの前倒し等により継続研究課題の更なる研究発展が適時適切に可能となっており、利用実績も減少していることから、令和5(2023)年度公募より完了届等の受付を取りやめることとしました。

(6) 研究計画調書の構成の変更について

- 本公募より、「研究費の応募・受入等の状況」欄を研究計画調書のPDFファイル上では表示せず、審査に当たっては電子申請システム上に表示した内容を確認することとしました。なお、本欄は研究計画調書の一部であるというこれまでの取扱いに変更はなく、研究計画調書（Web入力項目）上の入力方法も変更はありません。

(7) 研究活動の国際性の確保について

- 研究者の国際的な研究活動を促す観点から、研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合に、必要に応じて研究計画調書に記載できることを明確にしています。
- 科研費の研究成果の積極的な国際発信に努めていただく必要があることを明記しています

(8) 研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和5(2023)年度公募においても引き続き、研究活動の透明性の確保に係る情報について、研究計画調書に記載することとしています。

なお(6)に記載のとおり、令和5(2023)年度公募においては昨年度と同様、研究費の応募・受入等の状況を科研費電子申請システムに直接入力いただきます。e-Radに登録された当該情報が科研費電子申請システムに連携されるのは、次年度以降の予定です。